

## テストマーケティング推進事業助成金の運用について

### 1. 趣旨

県産品のブラッシュアップ等のためテストマーケティングに参加する意欲のある事業者への支援を行う。

### 2. 助成対象者

- ① テストマーケティングに参加する県内事業者（テストマーケティング実施商品の製造者又は販売者に限る）。
- ② 東京、大阪ともに、同一年度内に、テストマーケティング推進事業助成金の交付を受けていない事業者。

### 3. 助成対象経費

- ① 鉄道、航空機、高速バス、新幹線等の公共交通機関、及び自動車利用に係る料金
  - (ア) 公共交通機関の利用については、航空機利用の場合は高知空港の発着、その他の交通機関の場合は高知駅発着と、その実施場所の主要な空港(羽田空港、伊丹空港等)または主要な駅(新幹線、特急)までの新幹線における移動経費を対象とする。
  - (イ) 自動車利用については、「テストマーケティング推進事業助成金交付要領」の別表 I-2、I-3 のとおり定額とする。  
なお、駐車料金は対象外とする。
- ② 宿泊料
  - (ア) 1泊 10,000 円／人を上限とする(食事は含まないこととする)。
  - (イ) テストマーケティング実施日の前日から当日の宿泊料を助成対象とする。
  - (ウ) 最も合理的かつ経済的な旅程を選択すること。

(例) テストマーケティング実施後に取引先と商談を行うため、宿泊を1日延長した場合。

金 土 (テスマ実施日)	日 (テスマ実施日)	月	火 (商談日)
前泊	宿泊	宿泊	商談のため宿泊
助成対象経費		助成対象外経費	

上記の場合、テストマーケティングにかかる旅費である3泊4日分(金・土・日)が助成対象となる。

### ③ 旅行期間について

- (ア) 東京、大阪で連続して行う場合、旅行期間は10日間以内とする

(例) 東京と大阪で連続してテストマーケティングを行う場合(旅行期間は最大10日間以内)

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
移動 談 準 備	消費者 アンケート	消費者 アンケート	移動 商談	移動 商談	移動 商談	移動 商談	移動 商談	消費者 アンケート	消費者 アンケート
前泊	宿泊	宿泊	移動・商談のため宿泊				前泊	宿泊	移動
助成対象経費		助成対象外経費				助成対象経費			

### 4. 助成率

助成対象経費の2分の1

## 5. 助成対象人数及び上限金額

### ① 人数

1回のテストマーケティングにつき1事業者当たり2名までとする。

### ② 助成額上限(支払い額)

1回のテストマーケティングにおける、助成限度額は3万円/1人とする。

東京、大阪で連続して実施する場合、助成限度額は5万円/1人とする。

## 6. 助成金交付の流れ

助成を希望する事業者は、テストマーケティング推進事業助成金交付申請書(様式第1)を公社宛に提出し、公社が必要かつ適当と認めた場合に、助成対象経費の2分の1の助成を受けることができる。

### 【助成金交付に係る事務処理の流れ:①~⑧】

事務処理者	事務内容
助成対象者	①テストマーケティング推進事業助成金交付申請書提出(様式第1)
公社	②審査 ③テストマーケティング推進事業助成金交付決定通知書発行
助成対象者	④テストマーケティングの実施 ⑤テストマーケティング終了後実績報告書提出(様式第3) ※30日以内に提出のこと。
公社	⑥検査 ⑦テストマーケティング推進事業助成確定通知発行 ⑧振込

## 7. 実績報告書の提出について

①実績報告書は、30日以内の報告をすること

②公共交通機関を利用の場合は、領収書、旅行の工程表を貼付すること

③自動車利用の場合、宿泊の領収書を貼付すること

## 8. その他

①旅行のキャンセルやスケジュールの変更により発生したキャンセル料および手数料は、助成対象外とする。

②助成対象経費の2分の1の額に1円未満の端数を生じたときは、1円未満の端数を切り捨てる。

③クーポン券などの金額の優待を受けた場合、優待後の合計金額が、事業に要した全経費とする。

### (附則)

平成29年4月1日より施行する

平成29年7月27日より施行する

平成30年4月1日から施行する

令和4年4月1日から施行する

令和5年4月1日より施行する

令和6年4月1日より施行する